

## 八洲学園大学就業体験に関する規程

### (趣旨)

第1条 この規程は、八洲学園大学（以下「本学」という。）における、企業等の受入機関（以下「受入機関」という。）への就業体験（以下「インターンシップ」という。）に参加する場合に必要な事項を定める。本学におけるインターンシップの受入については別に定める。

### (目的)

第2条 インターンシップは、学生が実践的な実務を経験することを通して就業意識を高め、新たな学習意欲を喚起することを目的とする。

### (対象者)

第3条 インターンシップに参加する学生（以下「参加学生」という。）は、以下の条件を全て満たさなければならない。

- (1) 正規学生であること。（科目等履修生や卒業生、退学者は含まない。）
- (2) 本学に1年以上在学し、かつ30単位以上修得済みであること。
- (3) インターンシップ前に事前研修に参加すること。

### (受入機関の選択と応募)

第4条 受入機関は原則として参加学生が探すものとするが、本学から受入機関を紹介することもある。

- 2 インターンシップの応募は、受入機関が定める方式に則るが、必要に応じて本学の就職支援部署（以下「キャリアコーディネート室」という。）による添削指導を受けることができる。
- 3 インターンシップの参加は、書面による受入機関からの承認をもって確定する。

### (単位認定)

第5条 インターンシップによる単位認定は行なわない。

### (学生への報酬)

第6条 参加学生の報酬は、原則として無報酬とする。

- 2 受入機関への交通費、インターンシップに伴う宿泊費及び食費は、原則として参加学生の負担とする。

### (覚書の作成)

第7条 本学と受入機関との間で覚書（別紙様式1）を2部作成し、本学及び受入機関でそれぞれ1部を保管する。ただし、受入機関に所定の書式等がある場合はそれに従う。

（保険の加入）

第8条 参加学生は、学生教育研究災害傷害保険・学研災付帯賠償責任保険に加入しなければならない。

（守秘義務）

第9条 参加学生は、インターンシップによって知り得た受入機関の秘密を他に漏らさないことを誓う誓約書（別紙様式2）を提出しなければならない。

（終了後の報告）

第10条 インターンシップ終了後、参加学生は本学に報告書（別紙様式3）を提出しなければならない。

（庶務）

第11条 インターンシップに関する事務は、キャリアコーディネーター室が処理する。

（改廃）

第12条 この規程の改廃は学長が定める。

附 則

この規程は、平成29年8月21日から施行する。

## インターンシップに関する覚書

(以下「」という。)と八洲学園大学(以下「大学」という。)は、(以下「学生」という。)がインターンシップとしてで就業体験を行うことについて、下記のとおり覚書を締結する。

### 記

#### 第1 インターンシップ実施に係る基本的役割等

##### 1 インターンシップの受入れ

は、学生を平成年月日から平成年月日までの期間(以下「実習期間」という。)インターンシップとして受け入れ、就業体験(以下「実習」という。)をさせることとし、その期間中、学生に対し必要な指導・助言を行う。

##### 2 大学の指導

大学は、学生に対し、本覚書に定める事項を周知するとともに、円滑な実習を進めるため必要な指導を行う。

##### 3 と大学の連携

と大学は、実習実施にあたり、互いに連携・協力する。

#### 第2 実習時間、手当等の支給及び事故への対応等

##### 1 実習時間及び実習場所

(1) 実習時間は、午前時分から午後時分まで(以下「定時」という。)とする。このうち午後時から午後時までを休憩時間とする。なお、定時以外にも若干の実習を行う場合がある。

(2) 実習場所は、原則として (住所：)とする。

##### 2 手当等

は、実習中、学生に対し、通勤費(自宅及び滞在先より)、手当(日当)、食費並びに旅費(滞在先までの往復旅費)は支給しない。

##### 3 実習中の事故等

- (1) 実習中の事故により学生が傷害を負った場合は、学生の加入する「学生教育研究災害傷害保険」等（以下「保険」という。）により補償する。保険の利用等に関する必要な手続は、大学が行うものとする。  
なお、大学及び学生は当該保険の保険金の範囲内で図書館に対する求償権を放棄する。
- (2) 学生が 又は第三者に損害を与えた場合は、法令に従って処理する。  
なお、学生は「学生教育研究賠償責任保険」等に加入することを原則とする。

### 第3 実習中における遵守事項等

#### 1 実習中の行動

- (1) 実習期間中、学生は職員としての身分は保有しないが、 の信用を傷つけ、又は 全体の不名誉となるような行為が禁止されていること等に鑑み、これらに類する行為を行ってはならない。
- (2) 学生は、実習期間中午前 時 分までに に出勤し、実習に関しての指示に従うとともに実習期間中は実習に専念する。

#### 2 実習の欠務

- (1) 正当な事由による場合以外は認めない。
- (2) 学生は上記(1)により欠務する場合は、事前に に申し出てその指示に従うこととする。やむを得ず事前の申し出ができない場合は、事後、速やかに連絡することとする。
- (3) 正当な事由による場合であっても2日以上欠務した場合、 は実習を打ち切ることができることとする。

#### 3 秘密の保持

- (1) 学生は、実習中に知ることのできた秘密を部外者（大学を含む。）に漏らしてはならない。実習終了後も同様とする。（別添、誓約書を提出すること）
- (2) 大学は、実習中及び実習終了後、学生が実習中に知ることのできた秘密を部外者に漏らさぬよう指導・監督する（別添、誓約書を提出すること）。

#### 4 実習の打ち切り

- (1) 2の(3)に該当する場合の外、 は学生がこの覚書に従わない場合、その他実習を継続しがたい事由が生じた場合は実習を打ち切ることができる。
- (2) は実習を打ち切った場合は速やかに大学にその旨を通知する。

#### 第4 協議

本覚書に定めがない事項、又は本覚書に疑義が生じた事項については、  
と大学が協議の上決定するものとする。

本覚書の締結を証するため、本書2通を作成し、  
、大学記名捺印の上それぞれ1通を保管するものとする。

平成 年 月 日

八洲学園大学 学長

## 誓 約 書

殿

において平成 年度インターンシップによる就業体験実習を行うに当たり、実習中知り得た秘密については、実習中及び実習終了後においても、何人に対しても漏らさぬことをここに誓約します。

平成 年 月 日

(学生・生徒)

(総括責任者) 八洲学園大学 学長

## インターンシップ報告書

平成 年 月 日

八洲学園大学 キャリアコーディネーター室長 殿

以下の通り、インターンシップにおける報告書を提出いたします。

インターンシップ先	
実習期間	平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日のうち、 合計 日間
学生名	(学籍番号： )
インターンシップ概要 ※最も該当するものにチェックを入れてください。	<input type="checkbox"/> 「見学・体験型」(実際の職場で業務説明を受け、少しだけ仕事を体験できる) <input type="checkbox"/> 「講義型」(業界・企業・仕事等の講義を受け、事業内容について学ぶ) <input type="checkbox"/> 「ミッション型」(個人または参加者同士で、その企業の課題に取り組む) <input type="checkbox"/> 「実務・実践型」(スタッフの一人として仕事に取り組む)

1. インターンシップ参加しようと思ったきっかけを教えてください。

2. インターンシップ内容について、誓約書に反しない範囲で教えてください。

3. 参加して特に興味深かったこと、指導を受けたことなど教えてください。

4. 今後の進路選択に向けて役立ったことなどを教えてください。

5. 全体を通じて、インターンシップにおける感想を教えてください。